

第17回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和6年11月5日(火)午後1時30分より、第17回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
13番 清水 幹央	14番 寺川 勝之		

(欠席委員)

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 北村 嘉朗

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 4 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、中井推進委員、水谷推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 1 7 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、佐原委員、清水委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、山崎委員と小島委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、譲受人の父親が亡くなられたことをきっかけに、共有親族の持ち分を譲受人に無償譲渡し、権利関係を整理されるもので、引き続き、水稻を栽培されます。</p> <p>本件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
小島委員	<p>報告します。去る 1 0 月 2 5 日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の槇島町 の利用状況につきましては、水稻の刈り取り跡があり、水田として適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして「第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、農地中間管理事業ではない新規の利用権設定で、期間は6年間、引き続き茶を栽培されます。なお、譲受人の経営面積は「0㎡」となっておりますが、以前から茶の栽培に従事されています。</p> <p>農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山崎委員	<p>報告します。去る10月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行ってみました。</p> <p>番号1の白川、並びに白川、並びに白川、及び、並びに白川、及び、並びに白川の利用状況につきましては、全て茶の木が植わっており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
今村委員	<p>借人の世帯は経営面積が0㎡とのことですが、経験者ということはどこにお勤めされていたんですか。</p>

議 長	貸人の畑ですっとされています。
小島委員	貸人が高齢ということもあり、5、6年以上前から作業されています。
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」につきましては、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、昭和54年頃、先代が農地法を知らずに住宅を整備し、利用されてきたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、露天駐車場45台分を整備するための転用となります。</p> <p>アスファルト舗装で、雨水は東側の道路側溝へ排水され、南側の隣接農地には流れません。進入路は譲受人の関係者が所有する東側の店舗駐車場からとなります。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」2件をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、中間管理事業により利用権が設定されておりましたが、</p>

<p>議長</p>	<p>本年10月2日付で合意解約されたことから、農地法第18条第6項の規定に基づき本委員会に通知があったものです。</p> <p>なお、当該農地につきましては、既に農地法3条の許可申請を受理しており、次回総会にて審議いただく予定となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>第2号報告について、転用することで接道しなくなった農地がありますが、どこから出入りされるのかを協議の際に確認しました。すると、当該地に関しては、トラクターが通れる程度の進入路があるようでした。しかし、今後も転用があった際、農地に影響がないように、水路や進入路を確保することなどを条件にするように委員会として言及できないのだろうかと思います。</p>
<p>局長</p>	<p>法的なことをお調べしたところ、転用によって袋地になる農地があり、耕作できなくなってしまう場合、今までその土地を通っていてそこが通れなくなったということに関しては、通行権を主張できるとなっております。ただ、主張はできるものの、お金を払わないといけなくなるケースもあるようです。法的に通行権の主張はできるものの、今までと同じように通れるかということそうではない可能性が出てくるということでした。</p> <p>転用の許可申請や届出があった際は、事務局で受付をいたしますが、以前は隣接農地の同意書が必要でした。しかし、法的根拠がないということで同意書を取らないようにという通知が国からございました。以前からも、同意書を取れないときは理由書を付して受理しておりましたが、最近は同意書そのものが添付不要となったので、そういった確認もしていない状況です。</p> <p>今後、会長が仰ったように、隣接農地があっても通行ができなくなる恐れがある場合は、所有者と調整してくださいとお伝えしたいと思います。一方で、それを理由にして申請を不許可にしたり届出を不受理にしたりといったことは、法的な根拠がないので難しいのですが、十分確認はしていきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>農地の場合、接道する隣接地を通らせてもらっていることは昔からよくあります。ただ、袋地になっていると困る場合もあるので、割高であっても進入路の部分を分けてもらうことが多いです。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>

<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>
------------	--

(午後1時50分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____